

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・ワールド・ソブリン・ラップ
- ・日本株マーケット・ニュートラル・ラップ  
(以下、それぞれを「各ファンド」といいます。)

### 2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドを運用対象とする唯一のラップサービスであるみずほ SMA Long・AP がサービスを終了することに伴い、各ファンドも運用を終了（繰上償還）するための手続きをとらせていただきたいと存じます。

### 3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成 29 年 6 月 21 日
- ・異議申立期間 : 平成 29 年 6 月 21 日～平成 29 年 7 月 24 日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成 29 年 7 月 25 日
- ・買取請求期間 : 平成 29 年 8 月 2 日～平成 29 年 8 月 21 日
- ・繰上償還日（予定） : 平成 29 年 9 月 15 日

### 4. 異議申立て手続きについて

平成 29 年 6 月 21 日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成 29 年 6 月 21 日から平成 29 年 7 月 24 日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成 29 年 6 月 21 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 9 月 15 日をもって各ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額\*で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※公正な価額は次の通りとします。

- ・ワールド・ソブリン・ラップ  
受託会社買取請求書受理した日の翌営業日の基準価額
- ・日本株マーケット・ニュートラル・ラップ  
受託会社買取請求書受理した日の基準価額

以上

平成 29 年 6 月 21 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号  
アセットマネジメント One 株式会社